

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月16日
【発行者名】	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階
【事務連絡者氏名】	森下 泰幸
【電話番号】	(03) 6447-3086
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	インベスコ 新興国社債ファンド＜為替ヘッジなし＞ （毎月決算型） インベスコ 新興国社債ファンド＜為替ヘッジあり＞ （毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	①当初申込期間：各ファンド300億円を上限とします。 ②継続申込期間：各ファンド1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）

インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジあり>（毎月決算型）

以下、両ファンドを総称して、またはそれぞれのファンドを「当ファンド」もしくは「ファンド」という場合があります。

また、「インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）」を「<為替ヘッジなし>」、「インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジあり>（毎月決算型）」を「<為替ヘッジあり>」という場合があります。

ファンドの愛称を「エマドン」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けます。
 - ・受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関[※]の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ※社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。
- ・振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
 - ・委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - ・委託会社の依頼により、信用格付業者から提供または閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供または閲覧に供される予定の信用格付もありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：各ファンド300億円を上限とします。

継続申込期間：各ファンド1兆円を上限とします。

※受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：購入の申込受付日の翌営業日の基準価額^{※1}とします。ただし、「分配金再投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

スイッチング^{※2}による発行価格も、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※1 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に＜為替ヘッジなし＞は「エマドン無」、＜為替ヘッジあり＞は「エマドン有」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

※2 当ファンドを構成する各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。スイッチングとは、当ファンドを構成するいずれかのファンドを換金した場合の換金代金をもって、その換金の申込日に当ファンドを構成する他のファンドの購入の申し込みが行われ、かつ当該購入の申し込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。なお、販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合や、＜為替ヘッジなし＞または＜為替ヘッジあり＞のどちらか一方のみの取り扱いの場合もあります。スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

・購入時手数料^{※1}は、購入口数、購入金額^{※2}または購入代金^{※3}などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に、販売会社が定める3.78%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）×購入口数」により計算される金額をいいます。

※3 「購入代金」とは、「購入金額＋購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。

・「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7) 【申込期間】

当初申込期間：平成28年3月3日

継続申込期間：平成28年3月4日から平成29年4月13日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(9) 【払込期日】

当初申込期間：

購入申し込みを行う投資者は、当初申込期間中に、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。

当初申し込みにかかる発行価額の総額は、設定日（平成28年3月4日）に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間：

購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。

継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

＊ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。

＊ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(12) 【その他】

- ・ 申込証拠金はありません。
- ・ 購入代金には利息を付しません。
- ・ 日本以外の地域における発行はありません。
- ・ クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ・ ニューヨークまたはルクセンブルグいずれかの銀行休業日に該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
- ・ ファンドに関する照会先は以下のとおりです。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドの目的	新興国の企業が発行する米ドル建て社債等を実質的な主要投資対象[※]とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。 ※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する主要な投資対象をいいます。ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、インベスコ 新興国社債 マザーファンドおよびインベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）です。
---------	--

②信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	--

③ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	
	資産複合	
	債券	
	その他資産	

*ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

属性区分項目		属性区分の定義
投資対象 資産	株式	目論見書または信託約款において、その他資産（投資信託証券）を投資対象とする旨の記載があるもの ※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、債券（社債）を投資対象としており、ファンドの実質的な投資収益の源泉は債券（社債）です
	(一般)	
	(大型株)	
	(中小型株)	
	債券	
	(一般)	
	(公債)	
	(社債)	
	(その他債券)	
	(クレジット属性)	
	不動産投信	
	その他資産（投資信託証券（債券 社債））	
	資産複合	
	(資産配分固定型)	
	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	年2回	
	年4回	
	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	
投資対象 地域	日々	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産およびエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの ※なお、ファンドにおいては「世界の資産」の中に「日本」を含みません
	その他	
	グローバル	
	日本	
	北米	
	欧州	
投資形態	アジア	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます
	オセアニア	
	中南米	
	アフリカ	
	エマージング	
為替 ヘッジ※	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの
	ファミリーファンド	
	ファンド・オブ・ファンズ	
為替 ヘッジ※	<為替ヘッジなし>：為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	<為替ヘッジあり>：為替ヘッジあり（フルヘッジ）	

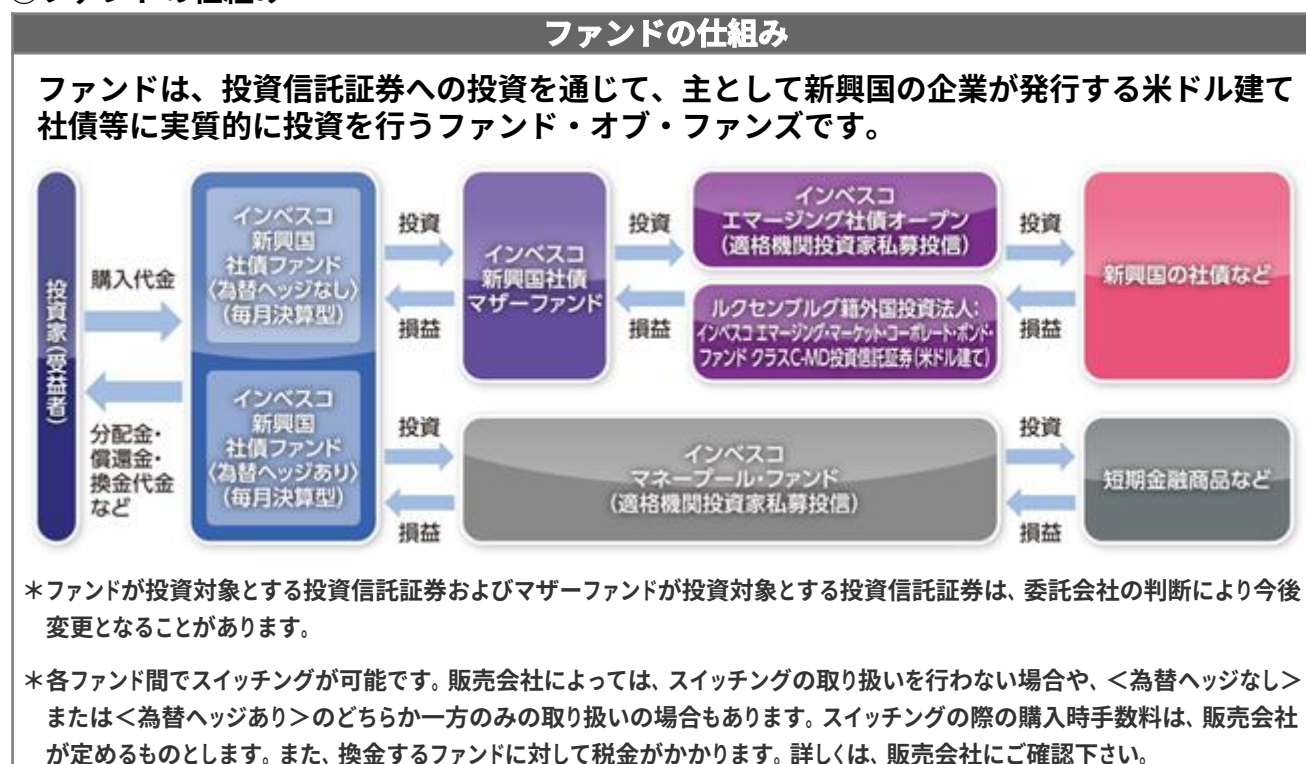
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

④ファンドの特色

1.	主として、新興国の企業※が発行する米ドル建て社債等に投資します。 政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。 ※新興国の企業とは、新興国に登録されている企業、新興国以外で設立されているが、主な事業活動を新興国で行っている企業、持株会社が新興国で登録されている企業をいいます。以下、同じです。
2.	トップダウンとボトムアップを融合したアクティブ運用を行い、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。
3.	為替変動リスクについて、対応の異なる2つのファンドがあります。 ＜為替ヘッジなし＞では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ＜為替ヘッジあり＞では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
4.	原則として、毎月18日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合があります。 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 ※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

⑤ファンドの仕組み

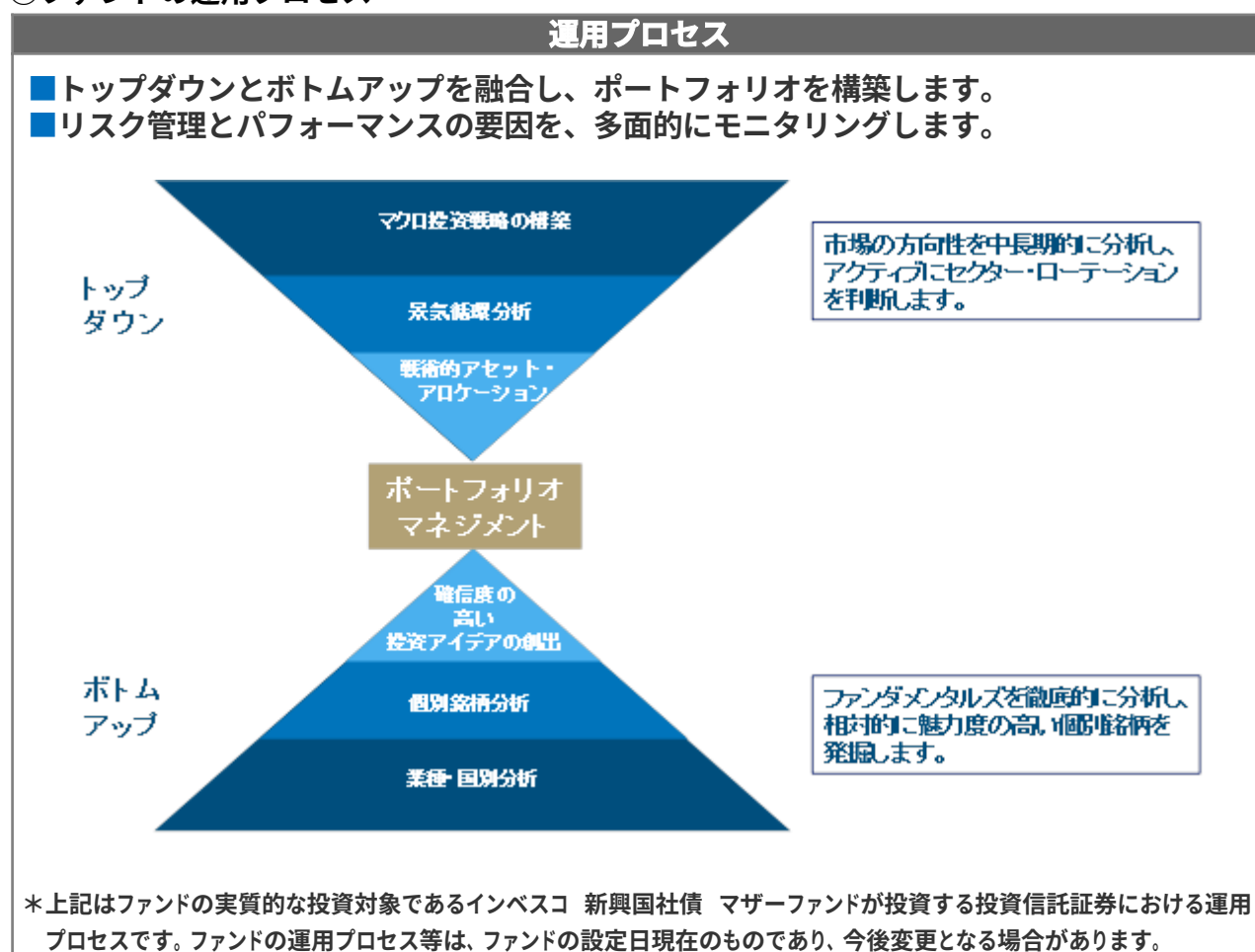


⑥ファンドのポイント

ファンドのポイント		
1 高いインカム収益 主に新興国の社債に投資を行うことで 相対的に高い利回りの運用が 期待できます	2 中長期での 価格上昇期待 新興国企業の財務体質や業績の向上、 格付の改善等による 債券価格の上昇により 中長期での償還財産の成長が期待できます	3 インベスコの グローバルな運用力 グローバルな運用拠点を有し 経験豊富なインベスコの運用チームが 卓越した調査力を活かして 運用を行います

＊上記は例示を目的としたものであり、そのすべてを表しているものではありません。また、市場環境等により変更されることがあります。

⑦ファンドの運用プロセス



資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

＊当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

＜投資対象とする投資信託証券の概要＞

投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により変更することがあります。

インベスコ 新興国社債 マザーファンド	
形態	証券投資信託（親投資信託）
主要投資対象	主として別に定める投資信託証券 [※] に投資します。 ※別に定める投資信託証券については、後記「（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
主な投資態度	・別に定める投資信託証券[※]への投資を通じて、主として新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に実質的に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。 ・投資信託証券への投資割合は、原則として、高位に保ちます。 ・実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ・投資対象とする投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。 ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。 ※別に定める投資信託証券については、後記「（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
主な投資制限	・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ・株式への直接投資は行いません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引の直接利用は行いません。
信託報酬等	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
決算日	毎年1月18日および7月18日（同日が休業日の場合は翌営業日）

インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）	
形態	証券投資信託
主要投資対象	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
主な投資態度	・残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期公社債および短期金融商品への投資により、利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローン等で運用を行うことにより流動性の確保を図ります。
主な投資制限	・株式への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限ります。 ・投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建て資産への投資は行いません。 ・デリバティブ取引は利用しません。
信託報酬等	信託報酬：純資産総額に対して年率0.54%（税抜き0.50%）以内の率 信託報酬の内訳：委託会社年率0.2222%以内、販売会社年率0.2222%以内、受託会社年率0.0556%以内（いずれも税抜き） ＊この他、監査費用および売買手数料等の各種費用がかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
決算日	毎年11月20日（同日が休業日の場合は翌営業日）

（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド
シェアクラス	クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人
主要投資対象	主として、新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に投資します。
運用の基本方針	・当ファンドは、高水準の配当利回りの確保および長期的な元本の成長を目的とします。 ・主として、新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。 ・株式および株式関連証券にファンドの純資産総額の20%まで投資することがあります。 ・効率的な運用およびヘッジ目的のため、デリバティブ取引を行うことがあります。
運用管理費用	当ファンドの平均純資産総額の年率1.00%に相当する額とします。
サービス代行会社等への費用	当ファンドの平均純資産総額の年率0.20%を超えない額とします。
その他の費用	監査費用、売買手数料、保管費用等の各種費用がかかります。
申込手数料	ありません。
解約手数料	ありません。
管理会社	インベスコ・マネジメント・エス・エイ
投資顧問会社	インベスコ・アドバイザーズ・インク

決算日	毎年2月末日
分配方針	分配は毎月最終営業日に行われ、翌月の11日（ファンド営業日でない場合は翌営業日）に支払われます。

ファンド名	インベスコ エマージング社債オープン（適格機関投資家私募投信）
形態	証券投資信託
主要投資対象	主として、新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に投資します。
主な投資態度	- 主として、新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。 - 組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	- 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 - 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 - デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
信託報酬等	信託報酬：純資産総額に対して年率0.0432%（税抜き0.04%）以内の率 ＊この他、監査費用および売買手数料等の各種費用がかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
決算日	毎月10日（同日が休業日の場合は翌営業日）

◆ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、ファンドの設定日現在のものであり、委託会社の判断により今後変更となる場合があります。

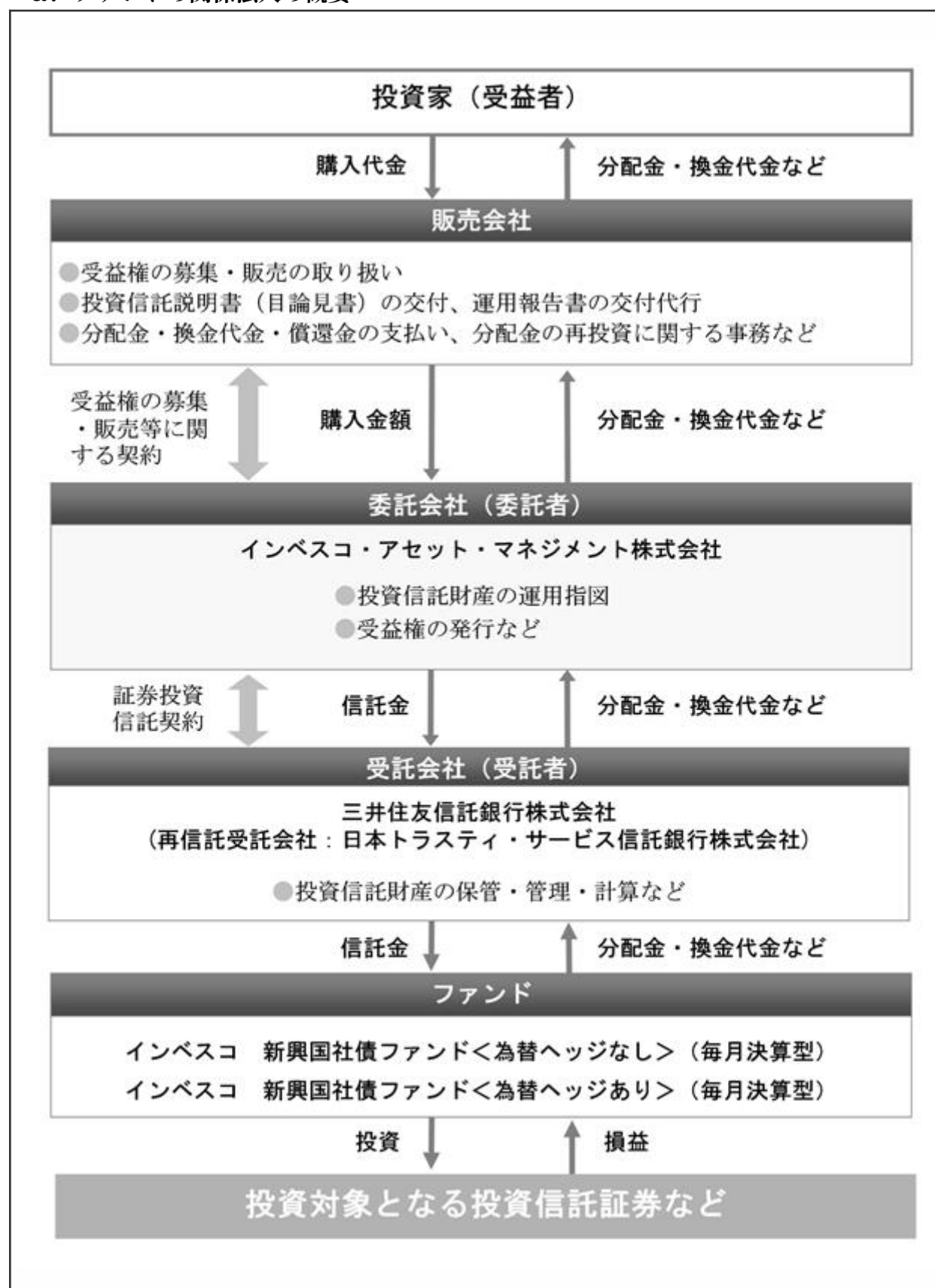
(2) 【ファンドの沿革】

平成28年3月4日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始（予定）
-----------	------------------------

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三井住友信託銀行株式会社 ＜再信託受託会社＞ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。

②委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）		
資本金	4,000百万円（平成27年12月30日現在）		
沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 平成26(2014)年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更		
大株主の状況	（平成27年12月30日現在）		
	名称	住所	所有株式数
	インベスコ・ファー・イースト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株
			100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。
主な投資態度	・マザーファンド受益証券を通じて、別に定める投資信託証券へ投資し、主として新興国の企業が発行する米ドル建て社債等を実質的に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）を通じて、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。 ・実質外貨建資産については、以下の運用を行います。 ＜為替ヘッジなし＞原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ＜為替ヘッジあり＞原則として、対円での為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 ・マザーファンド受益証券を通じて投資対象とする投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。 ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの））	a. 有価証券 b. 約束手形 c. 金銭債権
投資対象とする資産の種類（特定資産以外の資産）	a. 為替手形

投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券およびインベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）の受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。 a. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等 b. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 a. の証券の性質を有するもの c. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。） d. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。） *前記 c. の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 a. 預金 b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c. コール・ローン d. 手形割引市場において売買される手形 *前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制の概要	
<pre> graph TD RMC[リスク管理委員会 RMC] Comp[コンプライアンス部] ORMC[運用リスク管理委員会 ORMC] PM[プロダクト・マネジメント本部] RMC -- 管理 --> ORMC ORMC -- 報告 --> RMC Comp -- リスク管理指示 --> RMC RMC -- 報告 --> Comp Comp -- リスク管理指示 --> PM PM -- 報告 --> Comp Comp -- モニタリング 是正指示 --> PM PM -- 是正報告 --> Comp </pre>	
内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（５名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。 ・プロダクト・マネジメント本部（10名程度）は、投資対象となる投資信託証券のパフォーマンス状況などを、運用リスク管理委員会に報告し、定性・定量面におけるモニタリングを継続的に実施します。 ・運用リスク管理委員会（５名程度）は、プロダクト・マネジメント本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ＊「３ 投資リスク (3)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。
ファンドの関係法人に対する管理体制	受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、ファンドの設定日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

ファンドの決算日	毎月18日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。 ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
分配金の支払い	a. 「分配金再投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 b. 「分配金受取りコース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 ＊分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。 ＊「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

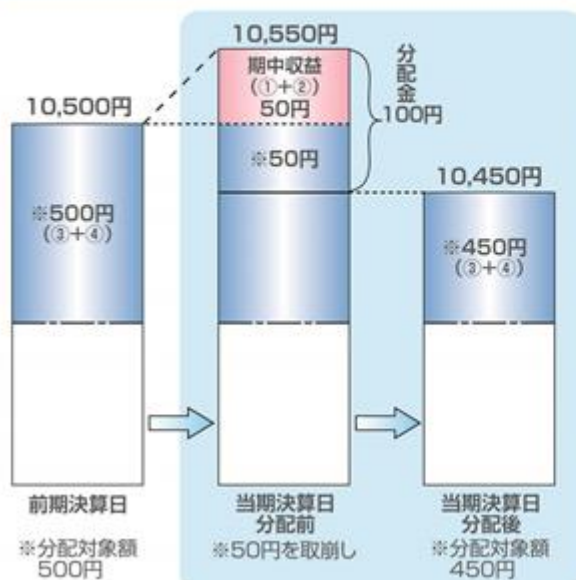
■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



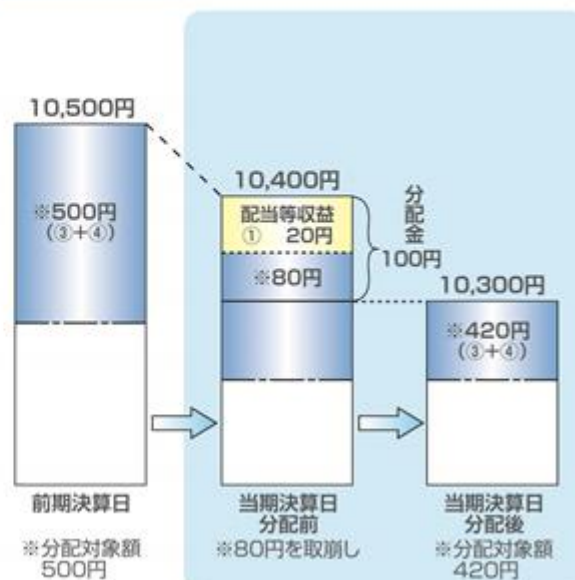
■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

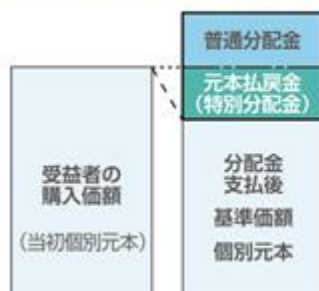


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



*元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(5) 【投資制限】

①信託約款上の投資制限

投資信託証券への投資制限（運用の基本方針）	投資信託証券（マザーファンド受益証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
株式への投資制限（運用の基本方針）	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への実質投資割合[※]には、制限を設けません。 ※ 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、投資対象する投資信託証券に属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属する投資信託証券の受益証券の時価総額に、投資信託証券の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
デリバティブ取引の利用（運用の基本方針）	デリバティブ取引の直接利用は行いません。
信用リスク集中回避のための投資制限（第19条）	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとしします。
公社債の借り入れの指図（第20条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。 ・当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行います。 ・借り入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第21条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第22条）	投資信託財産に属する実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ（第28条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に外国の公社債など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は金利動向などによって変動し、組入公社債の発行者の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

①基準価額の主な変動要因

公社債にかかるリスク （価格変動リスク・信用リスク）	・ 公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します（値幅は、残存期間、発行者、債券の種類などにより異なります。）。また、公社債の発行者の財務状況の悪化などの信用状況の変化、またはそれが予想される場合、価格が下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。 ・ 投資適格未満の公社債の場合は、投資適格の公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。
デフォルト・リスク	・ 利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（デフォルト）、またはできなくなることが予想される場合には、公社債の価格が大きく下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。 ・ 投資適格未満の公社債の場合は、投資適格の公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。
デリバティブ（金融派生商品）に関するリスク	投資対象ファンドにおいては、金利、通貨、クレジットなどにかかるデリバティブ（金融派生商品）を用いることがあります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、効率的な運用を目的としても用いられます。デリバティブの収益や時価は市場動向などによって変動するため、また基礎となる指標（金利、通貨、クレジットなど）と異なる動きをする場合もあるため、基準価額の下落要因となることがあります。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の財務状況の変化などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

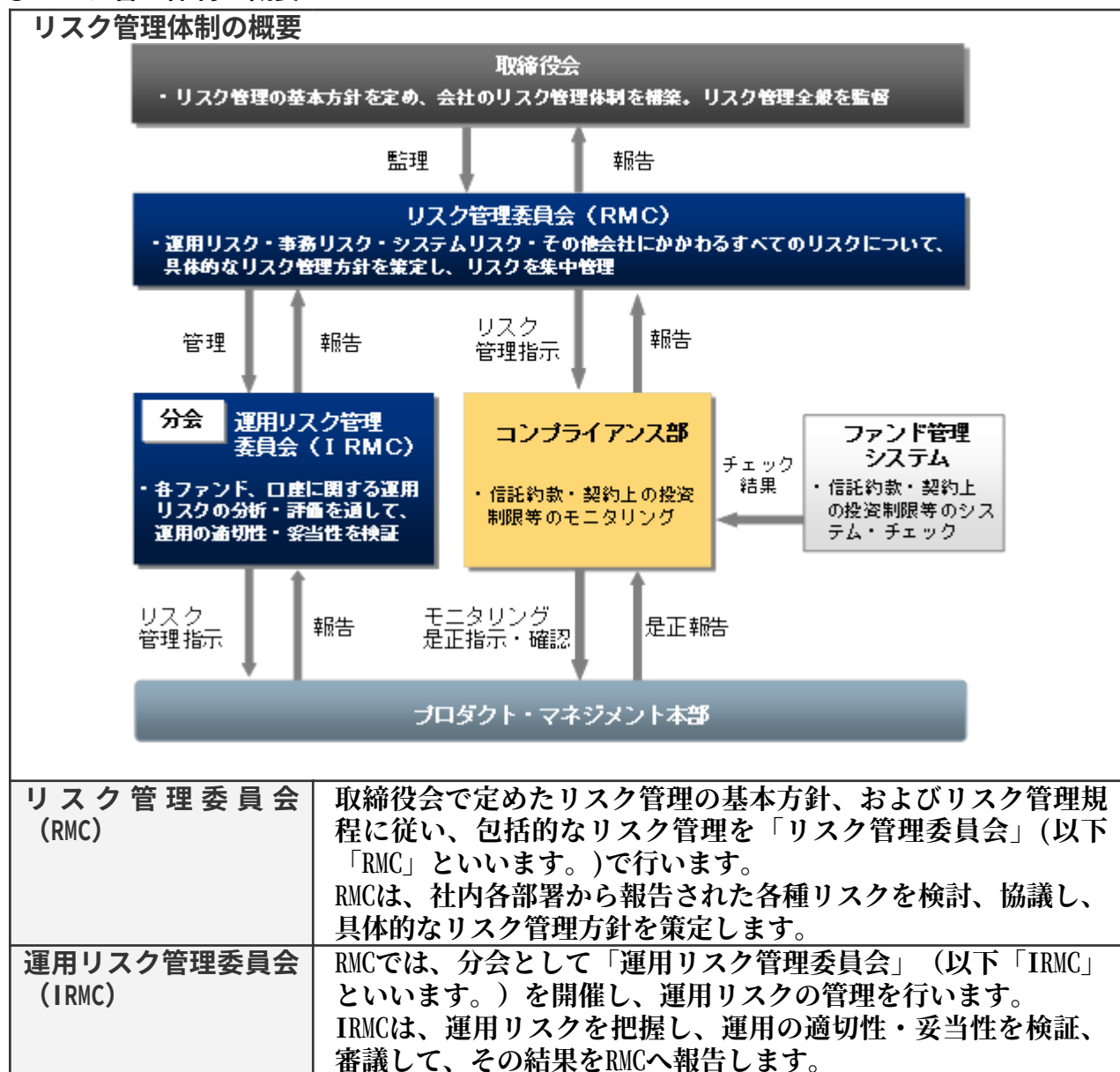
カントリー・リスク	・投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなる場合があります。 ・新興国・地域においては、証券の決済システムや市場インフラが未発達であったり、証券の売買を行う仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性があります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。 ・新興国・地域の税制は、先進国と異なる面があります。また、税制の変更や新たな税制の適用により、基準価額が下落することがあります。 ・新興国・地域においては、企業会計や情報開示等にかかる法制度や習慣等が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を確保できないことがあります。
流動性リスク	・流動性や市場性が低い有価証券等について、期待される価格や希望する数量で売却できないことにより、基準価額が下落することがあります。 ・投資適格未満の有価証券等の場合は、投資適格の有価証券等に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。 ＜為替ヘッジなし＞ 組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接受けます。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。 ＜為替ヘッジあり＞ 組入外貨建資産について為替ヘッジ（原則として対円ではフルヘッジ）を行い、為替変動リスクを低減することに努めますが、為替ヘッジを行うことによって、為替変動の影響が排除できるとは限りません。また、円金利が為替ヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。なお、ファンドの実質的な主要投資対象は米ドル建ての外国投資信託証券です。ファンドでは、米ドルについて対円での為替ヘッジを行います。当該外国投資信託証券を通じて米ドル建て以外の資産を保有する場合、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けることがあります。

②基準価額のその他の変動要因等

分配金に関する留意点	分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
換金資金手当によるリスク	短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券等を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
ファミリーファンド方式にかかるリスク	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(2)投資リスクに対する管理体制

①リスク管理体制の概要



②関係部署の役割

コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、その結果をRMCに報告します。また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。
プロダクト・マネジメント本部	投資対象となる投資信託証券のパフォーマンス状況などを運用リスク管理委員会に報告し、定性・定量面におけるモニタリングを継続的に実施します。

（参考）インベスコ・アドバイザーズ・インクにおけるリスク管理体制

以下は、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券「インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド」の投資顧問会社であるインベスコ・アドバイザーズ・インクにおけるリスク管理体制です。

GPMR（グローバル・パフォーマンス・メジャメント・アンド・リスク）部門	グローバル・パフォーマンス・メジャメント・アンド・リスク部門は運用チームから独立したパフォーマンス計測、リスク管理専門の部門であり、パフォーマンスの要因分析やポートフォリオ・リスク等、包括的なリスク・レポートを作成、運用チームに提供し、モニタリングを行います。
CRMC（コーポレート・リスク・マネジメント委員会）	コーポレート・リスク・マネジメント委員会はあらゆるオペレーショナル・リスクやビジネス・リスクをモニターする組織です。投資、オペレーション、ビジネスにおけるリスクを適時トップダウンに特定、評価、監視、回避することを目的としています。

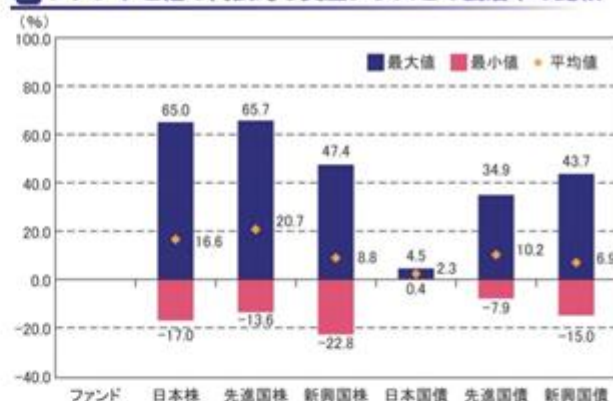
◆上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

< 参考情報 >

■ ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

■ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



：該当事項はありません。
代表的な資産クラス：2011年1月～2015年12月

- * 上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。
- * 代表的な資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数は以下の通りです。海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

日 本 株	TOPIX（東証株価指数）（配当込み） TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース） MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債 NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先 進 国 債	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース） シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数で、著作権、商標権、知的財産権、その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース） JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	・購入時手数料^{※1}は、購入口数、購入金額^{※2}または購入代金^{※3}などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に、販売会社が定める3.78%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ・購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 ※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）×購入口数」により計算される金額をいいます。 ※3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

＊「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	投資信託財産の純資産総額に年率0.7884%（税抜き0.73%）を乗じて得た額とします。 なお、投資対象となる投資信託証券においても信託報酬等が別途かかりますので、受益者が負担する実質的な信託報酬率は、投資信託財産の純資産総額に対して合計で年率1.9884%（税込み）程度※となります。 ※この値はあくまでも目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。 （参考）投資対象となる投資信託証券の信託報酬率等 <table><tr><th>投資信託証券の名称</th><th>信託報酬率等</th></tr><tr><td>インベスコ 新興国社債 マザーファンド</td><td> 信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 [インベスコ エマージング社債オープン（適格機関投資家私募投信）] ＜信託報酬＞ 純資産総額に対して年率0.0432%（税抜き0.04%） [インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）] ＜運用管理費用＞ 平均純資産総額の年率1.00%に相当する額 ＜サービス代行会社等への費用＞ 平均純資産総額の年率0.20%を超えない額 </td></tr><tr><td>インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）</td><td> ＜信託報酬＞ 純資産総額に対して年率0.54%（税抜き0.50%）以内の率 </td></tr></table> ＊上記の信託報酬率等の他、監査費用や売買委託手数料等の各種費用がかかります。	投資信託証券の名称	信託報酬率等	インベスコ 新興国社債 マザーファンド	信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 [インベスコ エマージング社債オープン（適格機関投資家私募投信）] ＜信託報酬＞ 純資産総額に対して年率0.0432%（税抜き0.04%） [インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）] ＜運用管理費用＞ 平均純資産総額の年率1.00%に相当する額 ＜サービス代行会社等への費用＞ 平均純資産総額の年率0.20%を超えない額	インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）	＜信託報酬＞ 純資産総額に対して年率0.54%（税抜き0.50%）以内の率												
投資信託証券の名称	信託報酬率等																		
インベスコ 新興国社債 マザーファンド	信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 [インベスコ エマージング社債オープン（適格機関投資家私募投信）] ＜信託報酬＞ 純資産総額に対して年率0.0432%（税抜き0.04%） [インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）] ＜運用管理費用＞ 平均純資産総額の年率1.00%に相当する額 ＜サービス代行会社等への費用＞ 平均純資産総額の年率0.20%を超えない額																		
インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）	＜信託報酬＞ 純資産総額に対して年率0.54%（税抜き0.50%）以内の率																		
信託報酬の配分	信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。 <table><tr><th>配分（年率）</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th><th>合計</th></tr><tr><td></td><td>0.05%</td><td>0.65%</td><td>0.03%</td><td>0.73%</td></tr></table> 信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。 <table><tr><th>配分先</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr></table>	配分（年率）	委託会社	販売会社	受託会社	合計		0.05%	0.65%	0.03%	0.73%	配分先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
配分（年率）	委託会社	販売会社	受託会社	合計															
	0.05%	0.65%	0.03%	0.73%															
配分先	役務の内容																		
委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等																		
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等																		
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等																		
支払方法	毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。																		

(4) 【その他の手数料等】 ＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

①信託事務の諸経費

該当する費用	・資産を外国で保管する場合の費用 ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・受託会社の立て替えた立替金の利息 ・投資信託財産に関する租税 ・信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

②その他諸費用

該当する費用	・監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用） ・法律顧問および税務顧問への報酬 ・受益権の管理事務等に関連する費用 ・有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用		
計算方法等	<table><tr><td>その他諸費用 上限固定率</td></tr><tr><td>純資産総額に対して年率0.108%（税抜き0.10%）</td></tr></table> ・委託会社は、その他諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.108%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。	その他諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.108%（税抜き0.10%）
その他諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.108%（税抜き0.10%）			
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取扱い

分配金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。 <table border="1" data-bbox="496 409 1393 562"> <tr> <td>平成49年12月31日まで</td><td>20.315% (所得税15.315%および地方税5%)</td></tr> <tr> <td>平成50年1月1日以降</td><td>20% (所得税15%および地方税5%)</td></tr> </table> ・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。	平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)	平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)
平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)				
平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)				
解約金および償還金に対する課税	・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。 <table border="1" data-bbox="496 745 1393 898"> <tr> <td>平成49年12月31日まで</td><td>20.315% (所得税15.315%および地方税5%)</td></tr> <tr> <td>平成50年1月1日以降</td><td>20% (所得税15%および地方税5%)</td></tr> </table> ・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。	平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)	平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)
平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)				
平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)				
損益通算について	・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま - す。）と損益通算することができます。 ・解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま - す。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。 ＊特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。				

◇少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。 <table border="1" data-bbox="494 257 1396 336"> <tr> <td>平成49年12月31日まで</td><td>15.315%</td></tr> <tr> <td>平成50年1月1日以降</td><td>15%</td></tr> </table> ・源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。	平成49年12月31日まで	15.315%	平成50年1月1日以降	15%
平成49年12月31日まで	15.315%				
平成50年1月1日以降	15%				
益金不算入制度の適用	益金不算入制度は、適用されません。				

◇個別元本について

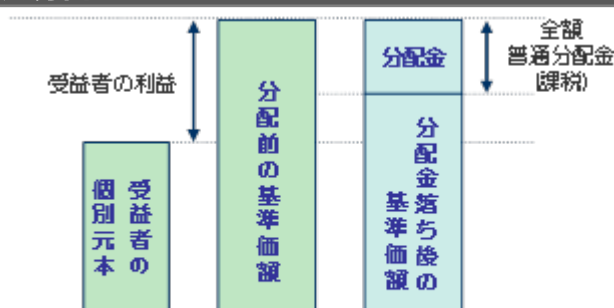
- ・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)[※]を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

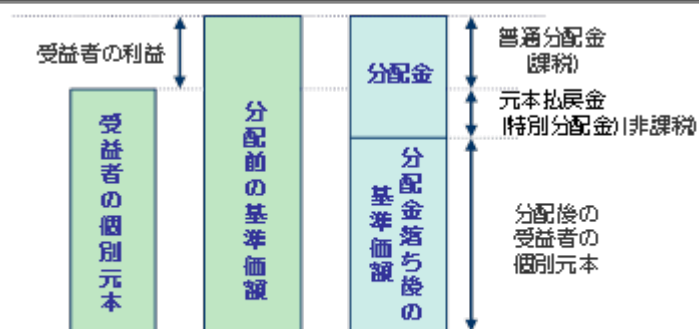
普通分配金



※上図は、イメージ図であり 個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)



※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- ◆上記は、平成27年12月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。
- ◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

ファンドは、平成28年3月4日より運用を開始する予定です。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、積立投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
購入申込不可日	ニューヨークまたはルクセンブルグのいずれかの銀行休業日に該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ＊分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金受取りコース」の2コースがあります。 ＊「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
購入申込締切時間	・原則として毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、平成28年3月3日の当初申込期間中は、1口当たり1円とします。 ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に、販売会社が定める3.78%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「分配金再投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「分配金受取りコース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとなります。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
----------------------------	--

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金申込不可日	ニューヨークまたはルクセンブルグのいずれかの銀行休業日に該当する日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して6営業日目から、販売会社でお支払いいたします。
換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者[※]に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 ※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。 基準価額の計算方法 $\text{ファンドの純資産総額} = \text{ファンドの資産総額} - \text{ファンドの負債総額}$ $\text{ファンドの基準価額} = \text{ファンドの純資産総額} \div \text{ファンドの受益権口数}$						
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に＜為替ヘッジなし＞は「エマドン無」、＜為替ヘッジあり＞は「エマドン有」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。 ◇基準価額の照会先◇ インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/						
主な投資資産の評価方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">投資資産</th><th style="text-align: center;">評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親投資信託受益証券</td><td>親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td></tr> <tr> <td>投資信託証券</td><td>投資信託証券の基準価額で評価します。</td></tr> </tbody> </table>	投資資産	評価方法	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。	投資信託証券	投資信託証券の基準価額で評価します。
投資資産	評価方法						
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。						
投資信託証券	投資信託証券の基準価額で評価します。						

(2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 ＊ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	---

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間	平成28年3月4日から平成38年3月18日までとします。 なお、信託設定日より1年を経過した日以降において、信託契約の一部解約により、各ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	---

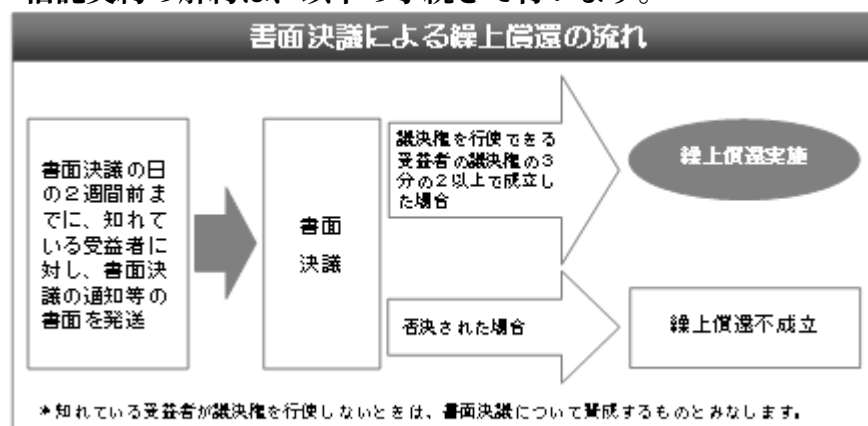
(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎月19日から翌月18日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 ＊第1期計算期間は、平成28年3月4日から平成28年3月18日までとします。
-----------	---

(5) 【その他】

繰上償還

- ・委託会社は、信託設定日より1年を経過した日以降において、信託契約の一部解約により、各ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める時、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。



- ＊上記の手続きは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ＊上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- ＊委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

信託約款の変更等	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合[※]を行うことができます。 ※投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じです。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、ファンドの信託約款は当「信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。 ・その内容が重大なものおよび併合（以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）は、以下の手続きで行います。 重大な信託約款の変更等の流れ ※知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。 ※書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 ※上記の手続きは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。 ※ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。 ※委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対受益者の受益権買取請求の不適用	当ファンドは、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。
運用報告書	・委託会社は、年2回（1月と7月の決算時）および償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知れている受益者に対して交付します。 ・委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドは、平成28年3月4日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

なお、ファンドの会計監査はPwCあらた監査法人により行われます。監査証明を受けたファンドの財務諸表は有価証券報告書に掲載されます。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者名簿の閉鎖の時期	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。 *委託会社は、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがあります。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

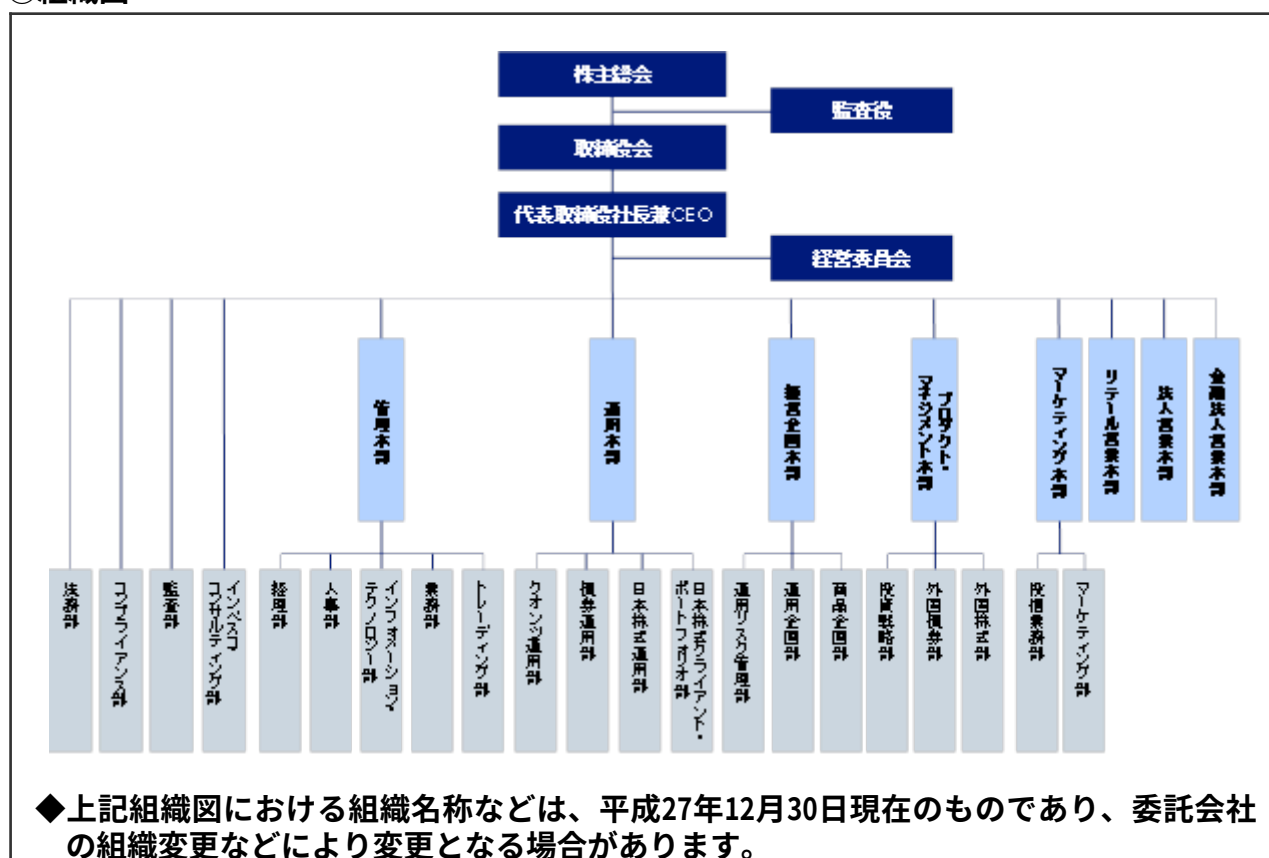
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成27年12月30日 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近5カ年における主 な資本金の額の増減	平成23年7月6日付で、資本金の額は3,000百万円から4,000百万円に増加。

(2) 委託会社等の機構

① 組織図



②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として月次で開催されます。経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	各運用部のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、月次で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。		
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(平成27年12月30日現在)		
	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
	株式投資信託	82	1,021,894
	公社債投資信託	—	—
	合 計	82	1,021,894
	＊ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。		

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）の中間財務諸表について、PwCあらた監査法人による中間監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
預金		2,159,580		2,122,128
前払費用		60,937		60,733
未収入金		286,142		353,158
未収委託者報酬		431,090		465,641
未収運用受託報酬		702,839		531,916
未収投資助言報酬		1,661		2,169
未収収益		—		1,000
短期貸付金	※ 1	—		1,500,000
繰延税金資産		127,246		407,651
その他の流動資産		6,434		909
流動資産計		3,775,933		5,445,307
固定資産				
有形固定資産	※ 2			
建物附属設備	166,402		137,890	
器具備品	69,588	235,990	58,142	196,032
無形固定資産				
ソフトウェア	21,522		12,414	
ソフトウェア仮勘定	—		2,846	
電話加入権	3,972		3,972	
のれん	405,901		380,923	
顧客関連資産	2,175,819	2,607,216	2,041,923	2,442,079
投資その他の資産				
投資有価証券	6,225		15,121	
差入保証金	356,705		360,412	
繰延税金資産	35,609		—	
その他の投資	1,948	400,488	1,653	377,187
固定資産計		3,243,695		3,015,299
資産合計		7,019,629		8,460,607

(単位：千円)

科目	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		56,291		55,198
未払金				
未払収益分配金	20		20	
未払償還金	33,774		33,774	
未払手数料	145,745		144,687	
その他の未払金	234,880	414,420	362,945	541,427
未払費用		181,259		149,162
未払法人税等		63,189		99,109
未払消費税等		39,263		122,371
賞与引当金		170,391		217,562
その他の流動負債		56,415		11,964
流動負債計		981,231		1,196,796
固定負債				
長期預り金		121,670		121,460
退職給付引当金		557,980		463,882
役員退職慰労引当金		58,149		50,401
資産除去債務		64,515		64,741
固定負債計		802,316		700,485
負債合計		1,783,547		1,897,282
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953		1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	△171,343		1,154,443	
利益剰余金合計		△171,343		1,154,443
株主資本合計		5,235,610		6,561,396
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		471		1,928
評価・換算差額等合計		471		1,928
純資産合計		5,236,081		6,563,324
負債・純資産合計		7,019,629		8,460,607

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 平成 25年 4月 1日 至 平成 26年 3月31日)		当事業年度 (自 平成 26年 4月 1日 至 平成 27年 3月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		2,372,835		3,661,088
運用受託報酬		2,513,948		2,530,401
投資助言報酬		18,333		25,764
その他営業収益		2,137,076		2,818,388
営業収益計		7,042,193		9,035,643
営業費用				
支払手数料		894,463		1,524,139
広告宣伝費		10,823		68,478
公告費		1,155		3,457
調査費				
調査費	271,167		241,920	
委託調査費	644,490		877,759	
図書費	3,811	919,469	3,264	1,122,944
委託計算費		210,664		238,086
営業雑経費				
通信費	21,179		20,461	
印刷費	46,684		59,279	
協会費	7,754	75,618	9,498	89,239
営業費用計		2,112,193		3,046,347
一般管理費				
給料				
役員報酬	167,606		108,016	
給料・手当	1,369,852		1,423,926	
賞与	865,839	2,403,298	1,055,695	2,587,639
交際費		22,683		31,716
寄付金		1,100		1,176
旅費交通費		76,538		92,803
租税公課		37,680		43,510
不動産賃借料		263,544		274,477
退職給付費用		189,626		169,918
役員退職慰労引当金繰入額		20,806		13,295
賞与引当金繰入額		170,391		217,562
減価償却費		221,083		213,171
福利厚生費		203,841		215,713
諸経費		789,340		931,039
一般管理費計		4,399,934		4,792,024
営業利益		530,065		1,197,271

科目	前事業年度 (自 平成 25年 4 月 1 日 至 平成 26年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成 26年 4 月 1 日 至 平成 27年 3 月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益				
受取利息		158		1,391
保険配当金		3,269		3,559
雑益		—		268
時効成立分配金償還金		7,005		—
貸倒引当金戻入		480		—
営業外収益計		10,914		5,219
営業外費用				
為替換算差損		15,859		7,866
固定資産除却損		1,003		135
雑損		111		—
営業外費用計		16,974		8,001
経常利益		524,004		1,194,489
税引前当期純利益		524,004		1,194,489
法人税、住民税及び事業税		55,275		114,422
法人税等調整額		34,344		△245,718
法人税等計		89,619		△131,296
当期純利益		434,384		1,325,786

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	—	1,406,953	—	△605,728	△605,728	4,801,225
当期変動額								
当期純利益						434,384	434,384	434,384
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	434,384	434,384	434,384
当期末残高	4,000,000	1,406,953	—	1,406,953	—	△171,343	△171,343	5,235,610

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	79	79	4,801,304
当期変動額			
当期純利益			434,384
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	392	392	392
当期変動額合計	392	392	434,777
当期末残高	471	471	5,236,081

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剰 余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	—	1,406,953	—	△171,343	△171,343	5,235,610
当期変動額								
当期純利益						1,325,786	1,325,786	1,325,786
株主資本以外 の項目の当期 の変動額 （純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,325,786	1,325,786	1,325,786
当期末残高	4,000,000	1,406,953	—	1,406,953	—	1,154,443	1,154,443	6,561,396

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	471	471	5,236,081
当期変動額			
当期純利益			1,325,786
株主資本以外 の項目の当期 の変動額 （純額）	1,456	1,456	1,456
当期変動額合計	1,456	1,456	1,327,243
当期末残高	1,928	1,928	6,563,324

「注記事項」

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5～18年

器具備品 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

(追加情報)

また、当社は平成26年4月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴う損益に与える影響額はございません。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差損として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（貸借対照表関係）

※ 1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期貸付金	-	1,500,000千円

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	149,669千円	194,358千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	40,000	—	—	40,000

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	—	—	40,000

（リース取引関係）

1. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
1年内	207,226千円	207,226千円
1年超	293,571千円	86,344千円
合計	500,798千円	293,571千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引業（平成27年3月に当該登録を廃止しております）、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。また、資金の運用に関しては、グループの方針に基づいて貸付を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	2,159,580	2,159,580	—
(2) 未収入金	286,142	286,142	—
(3) 未収委託者報酬	431,090	431,090	—
(4) 未収運用受託報酬	702,839	702,839	—
(5) 未収投資助言報酬	1,661	1,661	—
(6) 投資有価証券 其他有価証券	6,225	6,225	—
(7) 差入保証金	356,705	355,357	△1,347
資産計	3,944,246	3,942,898	△1,347
(1) 預り金	(56,291)	(56,291)	—
(2) 未払収益分配金	(20)	(20)	—
(3) 未払償還金	(33,774)	(33,774)	—
(4) 未払手数料	(145,745)	(145,745)	—
(5) その他の未払金	(234,880)	(234,880)	—
(6) 長期預り金	(121,670)	(121,198)	△471
負債計	(592,380)	(591,908)	△471

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	2,122,128	2,122,128	—
(2)未収入金	353,158	353,158	—
(3)未収委託者報酬	465,641	465,641	—
(4)未収運用受託報酬	531,916	531,916	—
(5)未収投資助言報酬	2,169	2,169	—
(6)未収収益	1,000	1,000	—
(7)短期貸付金	1,500,000	1,500,000	—
(8)投資有価証券 その他有価証券	15,121	15,121	—
(9)差入保証金	360,412	359,376	△1,036
資産計	5,351,548	5,350,511	△1,036
(1)預り金	(55,198)	(55,198)	—
(2)未払収益分配金	(20)	(20)	—
(3)未払償還金	(33,774)	(33,774)	—
(4)未払手数料	(144,687)	(144,687)	—
(5)その他の未払金	(362,945)	(362,945)	—
(6)長期預り金	(121,460)	(121,097)	△362
負債計	(718,086)	(717,724)	△362

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬
(5)未収投資助言報酬 (6)未収収益 (7)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(8)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(9)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)預り金 (2)未払収益分配金 (3)未払償還金 (4)未払手数料 (5)その他の未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	2,159,580	—	—
(2)未収入金	286,142	—	—
(3)未収委託者報酬	431,090	—	—
(4)未収運用受託報酬	702,839	—	—
(5)未収投資助言報酬	1,661	—	—
(6)差入保証金	—	356,705	—
合計	3,581,315	356,705	—

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	2,122,128	—	—
(2)未収入金	353,158	—	—
(3)未収委託者報酬	465,641	—	—
(4)未収運用受託報酬	531,916	—	—
(5)未収投資助言報酬	2,169	—	—
(6)未収収益	1,000	—	—
(7)短期貸付金	1,500,000	—	—
(8)差入保証金	—	360,412	—
合計	4,976,014	360,412	—

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,605	6,225	620
小計	5,605	6,225	620
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	5,605	6,225	620

当事業年度（平成27年3月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	12,271	15,121	2,850
小計	12,271	15,121	2,850
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	12,271	15,121	2,850

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	553,089
退職給付費用	189,626
退職給付の支払額	△184,734
退職給付引当金の期末残高	557,980

(2) 退職給付に関連する損益

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	189,626

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。また、当社は平成26年4月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (平成27年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	557,980
退職給付費用	137,761
退職給付の支払額	△85,791
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	△62,824
その他の未払金への振替額	△83,243
退職給付引当金の期末残高	463,882

(2) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	137,761

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）において、32,156千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
(1)流動資産		
賞与引当金	60,727	72,013
未払費用	40,352	29,178
未払退職金	7,235	35,963
株式報酬費用	10,086	7,881
その他	18,709	9,628
繰越欠損金	132,850	264,973
計	269,961	419,638
(2)固定資産		
退職給付引当金	198,864	150,019
役員退職給付引当金	20,724	16,299
資産調整勘定	35,609	-
資産除去債務	22,993	20,937
繰越欠損金	674,107	85,409
繰延税金負債（固定）との相殺	△6,897	△7,570
計	945,401	265,095
繰延税金資産小計	1,215,363	684,733
評価性引当額	△1,052,507	△277,082
繰延税金資産合計	162,855	407,651
繰延税金負債		
(1)固定負債		
資産除去債務	△6,897	△6,648
その他有価証券評価差額金	-	△921
繰延税金資産（固定）との相殺	6,897	7,570
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	162,855	407,651

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成26年3月31日）

法定実効税率	38.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	14.9%
住民税均等割等	0.7%
評価性引当額の増減額	△54.1%
税率変更による影響額	2.0%
その他	15.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.0%

当事業年度（平成27年3月31日）

法定実効税率	35.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.6%
住民税均等割等	0.3%
評価性引当額の増減額	△62.3%
税率変更による影響額	2.6%
その他	4.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△10.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が10,829千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が10,829千円増加しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%に変更されております。その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が31,282千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が31,282千円増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
期首残高	64,291千円	64,515千円
時の経過による調整額	224千円	225千円
期末残高	64,515千円	64,741千円

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
1,869,541	2,113,551	650,340	35,924	4,669,358

（注1）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（注2）営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

（1）その他営業収益

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,823,788	投信投資顧問業

（2）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（3）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,649,470	2,821,740	863,397	39,946	5,374,555

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	2,385,054	投信投資顧問業

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229 米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,852,990	未収入金	163,406
親会社の子会社	Invesco Global Real Estate Asia Pacific Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	750,000 米ドル	不動産投資業	なし	事務所の転賃	敷金の預り	-	長期預り金	121,670

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229 米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	2,438,063	未収入金	213,753
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	84,791,962 米ドル	持株会社	間接所有 100%	資金の貸付	資金の貸付	1,500,000	短期貸付金	1,500,000

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

(注3) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd.（非上場）

Invesco Holding Company Ltd.（非上場、持株会社）

Invesco Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成 25年 4月 1日 至 平成 26年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 26年 4月 1日 至 平成 27年 3月 31日)
1株当たり純資産額 130,902円04銭	1株当たり純資産額 164,083円11銭
1株当たり当期純利益金額 10,859円62銭	1株当たり当期純利益金額 33,144円65銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成 25年 4月 1日 至 平成 26年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 26年 4月 1日 至 平成 27年 3月 31日)
当期純利益金額(千円)	434,384	1,325,786
普通株式に係る当期純利益(千円)	434,384	1,325,786
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	当中間会計期間 (平成27年9月30日)	
	内訳	金額
(資産の部)		
流動資産		
預金		2,692,033
前払費用		102,741
未収入金		373,782
未収委託者報酬		387,591
未収運用受託報酬		387,724
未収投資助言報酬		4,275
未収収益		11,388
短期貸付金		2,000,000
繰延税金資産		210,517
その他の流動資産		1,045
流動資産計		6,171,101
固定資産		
有形固定資産	※ 1	
建物附属設備	124,560	
器具備品	56,601	
リース資産	11,378	192,540
無形固定資産		
ソフトウェア	10,798	
ソフトウェア仮勘定	2,822	
電話加入権	3,972	
のれん	368,433	
顧客関連資産	1,974,974	2,361,001
投資その他の資産		
投資有価証券	11,692	
差入保証金	360,393	
その他の投資	1,301	373,387
固定資産計		2,926,929
資産合計		9,098,030

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 (平成27年9月30日)	
	内訳	金額
(負債の部)		
流動負債		
預り金		86,633
リース債務		3,153
未払金		
未払収益分配金	20	
未払償還金	33,774	
未払手数料	110,779	
その他の未払金	212,116	356,691
未払費用		111,944
未払法人税等		183,910
未払消費税等 ※ 2		17,770
賞与引当金		630,484
その他の流動負債		36,356
流動負債計		1,426,944
固定負債		
長期預り金		121,460
リース債務		9,407
退職給付引当金		462,845
役員退職慰労引当金		56,271
資産除去債務		64,854
固定負債計		714,838
負債合計		2,141,782
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		4,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,548,129	
利益剰余金合計		1,548,129
株主資本合計		6,955,082
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,164
評価・換算差額等合計		1,164
純資産合計		6,956,247
負債・純資産合計		9,098,030

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
	内訳	金額
営業収益		
委託者報酬		1,667,914
運用受託報酬		1,194,701
投資助言報酬		12,808
その他営業収益		1,599,375
営業収益計		4,474,799
営業費用		
支払手数料		670,847
広告宣伝費		43,288
公告費		1,155
調査費		
調査費	132,423	
委託調査費	376,287	
図書費	1,944	510,656
委託計算費		131,137
営業雑経費		
通信費	9,911	
印刷費	28,232	
協会費	5,282	43,426
営業費用計		1,400,510
一般管理費		
給料		
役員報酬	48,184	
給料・手当	704,576	
賞与	140,970	893,730
交際費		21,083
寄付金		500
旅費交通費		59,581
租税公課		27,816
不動産賃借料		139,931
退職給付費用		58,172
役員退職慰労引当金繰入額		5,869
賞与引当金繰入額		412,921
減価償却費	※ 1	104,996
福利厚生費		115,903
諸経費		506,812
一般管理費計		2,347,319
営業利益		726,970

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
	内訳	金額
営業外収益		
受取利息		18,207
保険配当金		3,629
投資有価証券売却益		1,039
営業外収益計		22,877
営業外費用		
支払利息		12
為替換算差損		7,751
雑損		200
営業外費用計		7,964
経常利益		741,883
税引前中間純利益		741,883
法人税、住民税及び事業税		150,696
法人税等調整額		197,499
法人税等計		348,196
中間純利益		393,686

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	—	1,406,953	—	1,154,443	1,154,443	6,561,396
当中間期変動額								
中間純利益						393,686	393,686	393,686
株主資本以外の項目の当中間期の変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	393,686	393,686	393,686
当中間期末残高	4,000,000	1,406,953	—	1,406,953	—	1,548,129	1,548,129	6,955,082

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,928	1,928	6,563,324
当中間期変動額			
中間純利益			393,686
株主資本以外の項目の当中間期の変動額（純額）	△763	△763	△763
当中間期変動額合計	△763	△763	392,923
当中間期末残高	1,164	1,164	6,956,247

「注記事項」

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5～18年

器具備品 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末に計上すべき貸倒引当金はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当中間会計期間末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成27年 9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	215,961千円

※ 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※ 1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
有形固定資産	21,272千円
無形固定資産	83,724千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

1. 当中間会計期間（自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日）

（1）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	40,000	—	—	40,000

（リース取引関係）

1. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当中間会計期間 (平成27年 9月30日)
1年以内	189,957千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

当中間会計期間（平成27年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	2,692,033	2,692,033	—
(2)未収入金	373,782	373,782	—
(3)未収委託者報酬	387,591	387,591	—
(4)未収運用受託報酬	387,724	387,724	—
(5)未収投資助言報酬	4,275	4,275	—
(6)未収収益	11,388	11,388	—
(7)短期貸付金	2,000,000	2,000,000	—
(8)投資有価証券			
その他有価証券	11,692	11,692	—
(9)差入保証金	360,393	359,528	△864
資産計	6,228,882	6,228,018	△864
(1)預り金	(86,633)	(86,633)	—
(2)未払収益分配金	(20)	(20)	—
(3)未払償還金	(33,774)	(33,774)	—
(4)未払手数料	(110,779)	(110,779)	—
(5)その他の未払金	(212,116)	(212,116)	—
(6)長期預り金	(121,460)	(121,157)	△302
負債計	(564,784)	(564,482)	△302

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

(注)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬

(5)未収投資助言報酬 (6)未収収益 (7)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(8)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(9)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)預り金 (2)未払収益分配金 (3)未払償還金 (4)未払手数料 (5)その他の未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

投資有価証券

当中間会計期間（平成27年9月30日）

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	9,971	11,692	1,721
小計	9,971	11,692	1,721
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	9,971	11,692	1,721

（資産除去債務関係）

資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
当期首残高	64,741千円
時の経過による調整額	113千円
当中間期末残高	64,854千円

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
729,990	1,602,459	442,587	31,847	2,806,885

（注1）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（注2）営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,333,648	投信投資顧問業

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	173,906円19銭

	当中間会計期間 (自 平成 27年4月1日 至 平成 27年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	9,842円17銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	393,686
普通株式に係る中間純利益 (千円)	393,686
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	40,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	a. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 b. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 c. 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 d. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 e. 上記c. およびd. に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
------------------------------------	--

5 【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成27年９月30日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成27年９月30日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

受託会社	ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。								
再信託受託会社の概要	<table border="1"> <tr> <td>名称</td><td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td></tr> <tr> <td>資本金</td><td>51,000百万円(平成27年９月30日現在)</td></tr> <tr> <td>事業の内容</td><td>銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。</td></tr> <tr> <td>再信託の目的</td><td>原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。</td></tr> </table>	名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	資本金	51,000百万円(平成27年９月30日現在)	事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。	再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社								
資本金	51,000百万円(平成27年９月30日現在)								
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。								
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。								
販売会社	ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。								

３【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。

第3【その他】

目論見書の名称等	目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
目論見書の表紙等の記載事項	・ 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載します。 － ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。 － ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。 － ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。 ・ 請求目論見書の表紙等に、課税上は株式投資信託として取り扱われる旨を記載することがあります。 ・ 請求目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。 － インベスコ 新興国社債ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）およびインベスコ 新興国社債ファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）は、投資信託証券への投資を通じて、実質的に公社債など値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）などに投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。 ・ 目論見書の表紙等に使用開始日を記載することがあります。 ・ 目論見書の表紙等または本文にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、またファンドの商品分類、お申し込みに関する事項などを記載することがあります。 ・ 目論見書の表紙等に、投信評価機関、投信評価会社などによるレーティング、評価情報および評価分類などを表示する場合があります。
請求目論見書の掲載事項	請求目論見書に、ファンドの信託約款を掲載します。
目論見書の使用法等	目論見書は、電子媒体として使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月29日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月9日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。